

令和7年度

国土強靱化に資する税制改正要望事項の概要

令和6年8月

内閣官房 国土強靱化推進室



国土強靱化に資する関係府省庁の税制改正要望事項は以下のとおり。

<流域治水対策>

【延長】

① 貯留機能保全区域の指定に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税・都市計画税)

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地について課税標準を3年間、 $2/3$ 以上 $5/6$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする固定資産税等の特例措置を3年間延長する(参酌標準： $3/4$)。

(国土交通省)

<耐震改良・浸水対策>

【拡充・延長】

② 港湾における民有護岸の改良等の促進に係る特例措置の拡充・延長 (固定資産税)

民間事業者が策定する協定の対象(締結)施設であって、新たに民間事業者が取得又は改良した施設(護岸、防潮堤、堤防、胸壁、岸壁、栈橋又は物揚場)を追加するよう要望するとともに、上記の拡充を行った上で、改良等後5年間、課税標準を $1/2$ に軽減する固定資産税の特例措置を4年間延長する。

(国土交通省・内閣府)

<情報伝達ルート確保>

【拡充・延長】

③ ローカル5G無線局の償却資産に係る課税標準の特例措置の拡充・延長 (固定資産税)

安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性が確保された5G設備の導入を促す観点から、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく認定導入計画に基づき、ローカル5G免許人が取得した一定のローカル5G設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を拡充及び2年間延長する。

(総務省)

<交通ネットワーク確保>

【延長】

④ 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、曲げせん断破壊による損傷を防止することを目的とした耐震対策により取得した以下の施設の固定資産税の課税標準を取得後5年間、 $2/3$ に軽減する特例措置を2年間延長する。

- ・ 1日当たりの平均片道断面輸送量が1万人以上の線区において、鉄道施設総合安全対策事業に係る補助金を受けて取得したラーメン橋台
(国土交通省・内閣府)

【新設】

⑤ 鉄道の豪雨対策の促進に係る課税標準の特例措置の創設 (固定資産税)

鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した施設について、取得後5年間、課税標準を1/3に軽減する特例措置を、2年間の措置として創設する。

(国土交通省)

<サプライチェーンの確保>

【延長】

⑥ 中小企業防災・減災投資促進税制の延長 (法人税・所得税)

令和6年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増していることを踏まえ、中小企業防災・減災投資促進税制(特別償却16%)を2年間延長する。

(経済産業省)

<複合・二次災害の抑止>

【延長】

⑦ 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額を減額する特例措置の延長

(固定資産税)

市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物(権利床)に係る固定資産税額を以下の区分に応じて5年間減額する特例措置を2年間延長する。

- ・ 住宅で居住用部分の床面積が50㎡以上280㎡以下である家屋

居住用部分：税額の2/3を減額

非居住用部分：税額の1/3(※)を減額

- ・ 住宅以外の家屋：税額の1/3(※)を減額

(※) 第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは税額の1/4を減額

(国土交通省)

【延長】

⑧ 防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額を減額する特例措置の延長

(固定資産税)

防災街区整備事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物(権利床)に係る固定資産税額を以下の区分に応じて5年間減額する特例措置を2年間延長する。

- ・ 住宅で居住用部分の床面積が50㎡以上280㎡以下である家屋

- 居住用部分：税額の 2 / 3 を減額
- 非居住用部分：税額の 1 / 3 を減額
- ・住宅以外の家屋：税額の 1 / 3 を減額

(国土交通省)

【延長】

**⑨ 災害ハザードエリアからの移転促進のための課税標準の特例措置の延長
(不動産取得税)**

災害ハザードエリアから安全な区域に施設又は住宅を移転する場合に、移転先として取得する土地建物に係る不動産取得税の課税標準から 1 / 5 を控除する特例措置を 2 年間延長する。

(国土交通省)

【延長】

**⑩ 防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る課税標準の特例措置の延長
(固定資産税)**

一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、道路法第37条に基づき占有が規制されている区域や緊急輸送道路において無電柱化を行う際に新たに取得した電線類に係る以下の固定資産税の特例措置について、3年間延長する。

- ・道路法第37条に基づき電柱の占有が禁止又は制限されている道路の区域の課税標準を4年間 1 / 2 に軽減
- ・上記以外の緊急輸送道路の課税標準を4年間 3 / 4 に軽減

(国土交通省・内閣府・総務省・経済産業省)

<複合・二次災害の抑止、避難生活環境の確保>

【延長】

**⑪ 所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の延長
(固定資産税・都市計画税)**

所有者不明土地法に基づき、地域福利増進事業として、防災空地等の広場の整備や、災害救助法が適用された市町村の区域内において行われる被災者の居住の用に供する住宅や購買施設の整備、備蓄倉庫や非常用電気等供給設備等の災害対策の実施の用に供するものの整備等を行うための土地等に係る固定資産税等の課税標準を5年間 2 / 3 等に軽減する特例措置を2年間延長する。

(国土交通省)